

《出産育児一時金支給申請書（差額支給用）の記入について》

● 留意事項等

- ① 申請者は、出産をした被保険者の世帯の第1種又は第2種組合員です。
- ② 出産育児一時金の振込先として希望する口座をご記入ください。ただし、当組合の被保険者の口座に限ります。（後期高齢組合員の口座は可）
- ③ 審査完了後に還付手続きをさせていただくため、振込までに数カ月かかります。

【 個人番号の利用目的及び個人情報の取り扱いについて 】

- ・当組合では、被保険者の個人番号について、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。
- ・当組合が知り得た被保険者等の個人情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。